

専務理事（業務執行理事）の選任経過及び選任理由

一般社団法人九州地域づくり協会の設立目的は、国土の利用、整備、保全及び災害の防止等に関する事業の円滑な推進を図り、もって国土及び地域社会の健全な発展に寄与することにある。その組織にあつて、専務理事（業務執行理事）職には、当会の事務局長として、当会が行う業務について着実に遂行できる専門的な知識や能力を有していること、及び当会の置かれている現状を認識し理事長の補佐役としての的確に行動することが求められる。

専務理事の選任にあたっては、理事の互選によることとしており、平成28年6月7日の定時総会において、喜多川 孝を理事に選任したのち、同日、定時総会後の理事会において専務理事に選定したところである。

当協会役員に国家公務員出身者の選任が必要と判断される場合には、公平かつ透明な選考に留意するため、学識経験者、弁護士等の外部有識者による「役員選考に関する有識者委員会」を設置し、審議を行うことにしている。今回の選任にあたっては、定時総会に先立って平成28年4月27日に当委員会を開催し、当該役員を選考について審議し、適正である旨の答申を得て定時総会に提案している。

選任理由は、国土交通省や公益法人組織の管理経験等を有しており、中立性、公平性を担保して業務を遂行でき、かつ周囲の誤解を招くことのない高い倫理観、民間企業や国等の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることができる十分な経験や能力を有し、また、国土交通省から要請されている発注者支援業務等からの計画的撤退要請に対して、従業員への雇用確保及びノウハウの継承を図りつつ、円滑な事業譲渡等の取扱等、並びに今後の協会の運営について、事務局長としてのリーダーシップが発揮できると認められることからである。